

社会福祉法人恩納村社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

平成 29 年 5 月 31 日

制 定

改正 令和 8 年 3 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恩納村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 9 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 評議員が本会の職務のために出張する場合の旅費の支給については、別に定める本会旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。